

妊婦のための支援給付金 (ゆりかごギフト・すこやかギフト)



☎子ども家庭課 ☎0422-46-3254

ゆりかご面接を受けた妊婦の方や新生児訪問を受けた方へ給付します。出産準備や育児にお役立てください。
※ほかの自治体で同給付金を受給された方は対象外です。



対象と給付額

申請(届出)日時点で三鷹市に住民票があることが給付要件です。

ゆりかごギフト

令和7年4月1日以降にゆりかご面接(妊婦面接)を受けた妊婦=5万円

すこやかギフト

7年4月1日以降に2回目のゆりかご面接を受けた妊婦、または4月1日以降に出生届を提出し、新生児訪問を受けた方やお子さん1人当たり5万円

申請方法

ゆりかご面接(初回・2回目)や新生児訪問時にご案内します。詳しくは市HPでご確認ください。



物価高騰に直面している 介護・障がい福祉サービス事業所 などを支援します



☎介護保険課(市役所1階11番窓口) ☎0422-29-8095
☎障がい者支援課(市役所1階16番窓口) ☎0422-29-9232

市内事業所の経営悪化を防ぎ、サービス利用者が安心して介護・障がい福祉サービスを受けられる環境を維持するため、市内で事業所などを運営している法人に支援給付金を交付します(食事を提供している事業所のみ対象)。給付額や要件など、詳しくは市HPでご確認ください。



給付対象

入所系サービス事業所、通所系サービス事業所

みたかふれあい支援員 (認定ヘルパー)を募集しています



☎高齢者支援課 ☎0422-29-8388

訪問ヘルパーの資格がなくても、養成研修(下記)を受講して認定を受けると、みたかふれあい支援員として働くことができる取り組みを進めています。



みたかふれあい支援員とは

高齢者の居宅で、自立支援を目的とした掃除や調理などの日常生活上の支援を行います(身体介護を除く)。市が指定する事業所と契約し、報酬は事業所の規定によります。

みたかふれあい支援員養成研修

介護保険制度、市の高齢者福祉制度、認知症、加齢による心身の変化などの理解や家事支援実習などを学びます。受講者には、「みたか地域ポイント」100ポイントを差上げます。

①Aコース=6月3日(火)・6日(金)・10日(火)・13日(金)午前10時～午後1時(全4回)、②Bコース=7月2・9日の水曜日午前9時30分～午後4時30分(全2回)、③Cコース=9月11・18日の木曜日午前9時30分～午後4時30分(全2回) ④全回受講できる18歳以上の方各コース30人(高校生を除く) ⑤①福祉Laboどんぐり山、②市民協働センター、③三鷹市公会堂さんさん館 ⑥①5月16日(金)、②6月6日(金)、③8月8日(金)までに必要事項(7面参照)を同課 ☎0422-29-8388・Fax 0422-48-2813、または市HPへ(申込多数の場合は抽選)

研修費の補助が受けられます

同支援員として一定時間従事した方が、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を修了した場合、市が研修費の一部を補助します。

がん治療に伴うウィッグなどの 費用を一部助成します



☎健康推進課 ☎0422-24-7145

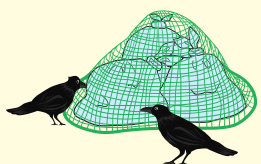
がんの治療に伴う外見(アピアランス)の変化に対し、ウィッグ(かつら)などの購入やレンタルにかかる費用の一部を助成します。申請方法など、詳しくは市HPでご確認ください。



対象品目

ウィッグ、毛付き帽子、補整下着、人工乳房、弾性着衣

ご注意ください！ カラスの繁殖期です



☎環境政策課 ☎0422-29-9612(第二庁舎2階)

4～6月はカラスが樹木などに巣を作り、ひなや卵を守るために歩行者を威嚇・攻撃することがあります。また、繁殖のために餌になる生ごみなどを食べ散らかすことがあります。

カラスの被害から身を守るために

- ・樹木を適切に剪定(せんてい)し、巣づくりを防止する
 - ・カラスが激しく鳴きながら飛び回る付近を避ける
 - ・どうしても通らなければならないときは、帽子や傘で身を守る
- ※自宅の敷地内に巣がある場合は「カラス営巢中」など注意喚起の貼り紙をお願いします。

カラスに散らかされないごみ出しにご協力を

- ・ごみ出しは収集日当日に行う
- ・生ごみの水をしっかり切って臭いを抑える

巣を撤去したいときは

次の要件を満たす場合は市の撤去事業を利用できます。

- ・巣が一戸建て住宅の敷地内にある
- ・親鳥から攻撃や威嚇を受けている
- ・土地の所有者から撤去について同意が得られている
- ・被害者が同課へ所定の申込書(同課で入手)を提出する

介護事業者事業継続支援事業 補助金



☎介護保険課 ☎0422-29-8095

事業継続のため、業務改善や職場環境の向上に取り組む介護事業者(常時雇用する職員が19人以下の法人)に対し、経費の一部を補助します。対象経費や要件など、詳しくは市HPでご確認ください。

補助額 上限50万円(年額)

狂犬病予防注射のお知らせ



☎環境政策課 ☎0422-29-9612

生後90日を経過した犬は、狂犬病予防法により一生に1度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。最寄りの動物病院で接種を受け、病院で発行される証明書を市民課(市役所1階)または市政窓口に掲示して「注射済票」の交付を受けてください。また、市では5月に集合注射を実施しています。

¥550円(手数料)、別途注射料金(動物病院により異なります)

